

五戸町から転出される方へ

五戸町にお住いの間は、町政へのご理解とご協力、誠にありがとうございました。

- ◆転出後に必要な役場内の手続きについて簡易的にまとめております。
- ◆新しい住所に住み始めてから14日以内に転入手続きをしてください。
- ◆転入の手続きには、以下のものがが必要です。
①転出証明書 ②届出人の本人確認書類(運転免許証やマイナンバーカード等)

※詳細は転出先の市区町村役所へお問い合わせください。

※マイナンバーカードを使用した転出(特例転出)の場合はマイナンバーカードが必要です。



五戸町役場

〒039-1513 青森県三戸郡五戸町字古館21番地1

電話:0178-62-2111(代表)

HP:<http://www.town.gonohe.aomori.jp>

開庁時間:月~金 8:15~17:00(祝日、年末年始を除く)

◆該当する手続きがありましたら、各担当課へお越してください。

	チェック	対象となる方	手続きのご案内	手続き先 (担当課)
印鑑		印鑑登録している方	印鑑登録証を返却してください。(自身での処分も可) ※登録は転出(予定)日到達で自動廃止になります。	住民課 62-7959
マイナンバー関係		個人番号(マイナンバー)カードをお持ちの方	五戸町での手続きはありません。 新住所地で継続手続きをしてください。 暗証番号(数字4桁)の入力が必要です。	
		個人番号(マイナンバー)カードに電子証明書機能を搭載していた方	五戸町での手続きはありません。 新住所地で継続手続きをしてください。 暗証番号(英数混合最大16桁)の入力が必要です。	
保険証		国民健康保険証をお持ちの方	資格喪失手続きがあります。 転出する方全員の保険証をお持ちください。	
		進学、就学等のために五戸町から転出する方	該当する方には学生特例手続きをご案内します。 学生証、又は在学(合格)証明書等が必要です。	
		施設入所のために五戸町から転出する方	該当する方には住所地特例手続きをご案内します。 入所(在所)証明書等が必要です。	
		後期高齢医療制度の保険証をお持ちの方	県外転出の場合は資格喪失、県内転出の場合は資格変更の手続きがあります。 転出する方全員の保険証をお持ちください。	
		県外の施設に入所する方	該当する方には住所地特例手続きをご案内します。 入所(在所)証明書等が必要です。	
年金		国民年金に加入している方 国民年金を受給している方	手続きはありません。	
		海外へ転出される方	希望により任意加入手続きができます。 通帳、通帳印をお持ちください。 ※出国前に手続きをしてください。	
介護		介護認定を受けている方	受給資格証明書の交付手続きがあります。 転出証明書、介護保険証をお持ちください。	介護支援課 62-7956
		特別養護老人ホームや有料老人ホーム等の住所地特例施設に転出する人	介護保険証等の住所変更手続きがあります。転出する方の介護保険証、負担割合証(お持ちの方のみ)、負担限度額認定証(お持ちの方のみ)をお持ちください。	

◆該当する手続きがありましたら、各担当課へお越してください。

チェック	対象となる方	手続きのご案内	手続き先 (担当課)
子どもに関する手続き	児童手当を受給している方	受給事由消滅の手続きがあります。 ※対象の子どもが転出する場合のほか、 受給されている保護者の方のみが転出される場合も手続きが必要です。	福祉課 62-7955
	幼稚園・保育所等に 通っているお子さんがいる方	退所等の手続きがあります。	
	ひとり親家庭等医療費 助成を受給している方	受給資格消滅手続きがあります。 受給者証は返納してください。	
	児童扶養手当、又は 特別児童扶養手当を 受給している方	住所変更等の手続きがあります。 ※対象の子どもが転出する場合のほか、 受給されている保護者の方のみが転出される場合も手続きが必要です。	
	児童クラブを利用している方	退所等の手続きがあります。	
	乳幼児等医療を 受給している方	受給資格消滅手続きがあります。 受給者証は返納してください。	健康増進課 62-7958
	妊娠中の方 (妊婦健診受診券について)	五戸町での手続きはありません。 ※転出後は五戸町の受診券は使用できませんので、新住所地 で手続きしてください。	
	小・中学校に在学している お子さんがいる方	転校等に関する確認がありますので 教育課(町立公民館2階)へお越してください。	教育課 62-7964
福祉	障害者手帳をお持ちの方 (身体、愛護、精神)	五戸町での手続きはありません。住所変更に伴う状況確認 がございますので、福祉課へお越してください。 ※住所変更手続きは、新住所地に各手帳をお持ちください。	福祉課 62-7955
	障害児福祉手当 特別障害者手当 等の 福祉手当を受給している方	資格喪失手続きがあります。	
	重度心身障害者医療費 助成を受給している方	資格異動(喪失)手続きがあります。 受給証、又は受給決定通知書、認印をお持ちください。	
	障害福祉サービス 障害児通所支援を 受給している方	受給者証返還手続きがあります。 障害福祉サービス受給者証、又は 障害児通所支援受給者証をお持ちください。	
	自立支援医療を 受けている方	五戸町での手続きはありません。 ※新住所地での手続きとなります。	

◆該当する手続きがありましたら、各担当課へお越してください。

チェック	対象となる方	手続きのご案内	手続き先 (担当課)
住 ま い	町営住宅から退去される方	異動の最終手続きがあります。 転出証明書をお持ちください。	都市計画課 62-7962
	五戸町簡易水道を休止する方又は使用者を変更する方	給水休止又は使用者変更の手続きがあります。	
	八戸圏域水道企業団の水道を休止する方又は使用者を変更する場合	給水休止又は使用者変更の手続きがあります。 インターネット又は電話で手続きができます。	八戸圏域 水道企業団 料金課 70-7010
	五戸ケーブルテレビに加入している方	施設脱退等の手続きがあります。	総合政策課 62-7952
	若者定住支援事業補助金(アパート家賃補助)を受給している方	転出時点でまだ喪失手続きを行っていない方は総合政策課へお越してください。	
税 関 係	海外へ転出される方	納税管理人申告手続きがあります。 ※「納税管理人」とは、納税義務者に代わり納税に関する一切の手続きを行う方をいいます。	税務課 62-7954
	原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車(農機)をお持ちの方	廃車又は名義変更の手続きがあります。	
選 挙	海外転出される方で、日本の選挙へ引続き投票したいという意思のある方	在外選挙人名簿登録手続きがあります。 ※出国後、速やかに管轄の在外公館に在留届を提出してください。	総務課 62-7950
車	自動車又はバイクをお持ちの方(名義人となっている方)	住所変更手続きを、下記の場所でしてください。 普通自動車…最寄りの地域県民局県税部、東北運輸局 軽自動車(軽三輪・四輪)…軽自動車検査協会 軽二輪(125cc超～250cc以下)及び小型二輪(251cc以上) …八戸自動車検査登録事務所	
犬	犬も一緒に引っ越す場合	五戸町での手続きはありません。 新住所地に五戸町の鑑札をお持ちください。	健康増進課 62-7958
	犬が五戸に残る場合	飼い主の変更手続きがあります。	